

狭山市学習用タブレット持ち帰りガイドライン

狭山市教育委員会

本ガイドラインは、児童生徒の学習用タブレットの持ち帰りを行うにあたり教職員が留意すべき基本的な事項を定めるものである。

1 目的

オンライン学習や家庭学習の充実を図る。

2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 教職員…狭山市で勤務する教職員をいう。
- (2) オンライン学習…インターネットに接続可能なパソコン、タブレット端末等において特定のアプリケーションを使用して行う遠隔学習をいう。
- (3) Web会議サービス…オンライン学習を行うためのアプリケーションをいう。
- (4) 個人情報等…個人情報及び機密情報をいう。
- (5) 責任者…「狭山市教育委員会 学習用タブレット利用規定」に規定する管理責任者（以下、校長）をいう。

3 適用範囲

本ガイドラインは、校長が必要と認める学習用タブレットの持ち帰りを実施する、すべての教職員に適用する。

4 基本原則

- (1) 以下に該当する場合のみ実施する。
 - ア 家庭学習で活用する場合
 - イ 長期にわたる臨時休業により、オンライン学習を実施する場合
 - ウ 長期休業中における児童生徒の学習に活用する場合
 - エ その他校長が必要と認める場合
- (2) 事前に保護者に持ち帰りの意図を伝え、保護者の了解をとる。
(→「6 保護者への説明事項」参照)
- (3) 学校から示された目的以外には使用させないよう指導する。
- (4) 盗難、紛失等がないよう指導する。
- (5) 故障、不具合、紛失があった場合は速やかに学校に連絡するよう指導する。
- (6) 校長は、持ち出した学習用タブレットの所在を適切に把握しておく。

5 Web会議サービスの指定

家庭でオンライン学習を行う際に使用するWeb会議サービスは、当面の間、Microsoft Teamsのみとする。

6 保護者への説明事項

(1) 同意事項

- ア 貸出中の故障、不具合については、保証適用外となる場合がある。
- イ 無線 LAN や Wi-Fi 等の通信設定は各家庭で行う。
- ウ 家庭での通信にかかる費用、電気代は各家庭の負担とする。
- エ 貸出中の故障、不具合、紛失については、すみやかに学校に連絡する。
- オ 盗難による端末の紛失があった場合には、警察への届け出を行う。
- カ 故意による毀損の場合は、修理や設定に係る費用を保護者に負担する場合がある。

(2) 禁止事項

- ア 学校から示された目的以外の利用
- イ 信頼できる Wi-Fi※1 以外への接続
※1 学校、家庭、公共施設等の Wi-Fi を想定
- ウ ID、パスワードの変更及び漏洩
- エ 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- オ 個人のクレジットカード情報や個人情報の入力
- カ 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- キ 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- ク SNS の利用
- ケ 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- コ アプリ内課金
- サ その他「狭山市教育情報ネットワーク管理規定」を参照し情報セキュリティーに脅威を及ぼすと判断される事項

(3) 遵守事項

- ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ウ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

附 則

このガイドラインは、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。